

<p>生活交通確保維持改善計画の名称</p>
<p>八街市地域内フィーダー系統確保維持計画</p>
<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p><b>【目的】</b></p> <p>八街市では、少子化、人口減少、自家用車の普及などに伴う公共交通の利用者の減少が続いており、民間バス路線の撤退や減便が進み、コミュニティバスである八街市内循環バス（愛称ふれあいバス）の運行委託や民間路線バスへの運行補助などを実施しているが、市の財政負担も大きく公共交通の確保維持が非常に厳しい状況にある。</p> <p>その一方で、本市は非線引き地域であることから、公共交通を含む都市基盤整備が進んでいない郊外型のミニ開発を中心に人口が増加してきたという経緯があり、こういった状況から、本市の市内公共交通は、自動車を運転できない高齢者や学生といったいわゆる交通弱者、特に郊外に住む交通弱者にとって、日常生活を送る上での重要な役割を担っており、今後も上昇が想定される高齢化率を踏まえれば、ますます重要性は高まっていくものと考えられる。</p> <p>このようなことから、本市では、平成28年3月には「市民生活の利便性を支える利用しやすい持続可能な地域公共交通体系の再構築」を基本理念に「八街市地域公共交通網形成計画」、平成29年3月には、その具体的実施計画である「八街市地域公共交通再編実施計画」を策定した。</p> <p>平成29年10月には、計画に則り、ふれあいバスの運行路線の再編及び運行ダイヤの改正を実施したほか、異なる交通事業者等との乗り継ぎを円滑化するために、ふれあいバスのターミナル機能を市の中心核であるJR八街駅に移設し、鉄道・路線バス・ふれあいバス・タクシーなど交通機関相互の乗り継ぎ利便性の向上を図るなど公共交通体系の再構築を実施した。今年度については、ふれあいバスをはじめとする公共交通機関の利用促進と利用状況等のデータ収集に努め、「八街市地域公共交通網形成計画」及び「八街市地域公共交通再編実施計画」の基本理念を着実に実現することを目的とする。</p> <p><b>【必要性】</b></p> <p>八街市の生活交通ネットワークを確保するためには、ふれあいバス、民間バス路線、タクシー、鉄道など、それぞれが持つ運行特性や役割に基づき、相互に補完しあうことが必要であり、特にふれあいバスについては、地域内生活交通のうち、公共交通空白地域の解消を担う支線路線を運行する役割であることから、地域公共交通確保維持事業を活用し、安定的に確保維持していくことが必要である。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいバスの収支率を26%以上とする。</li> <li>・公共交通に対する満足度を10%以上(直近調査年度の実績8.1%)に向上させる。</li> </ul> <p>(八街市地域公共交通網形成計画 P73)</p>
(2) 事業の効果
<p>ふれあいバスの運行を維持することにより、民間路線バス等の運行していない地域の交通弱者等の日常生活に必要な不可欠となる移動手段が確保されることに加え、平成29年10月にふれあいバスのターミナル機能を八街駅に移設したことで、広域幹線・幹線・支線のネットワークが連携し、効率的な運行体系が実現でき、さらには外出支援・地域活性化に繋げることができる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者を対象とした運転免許証の自主返納制度による優遇措置(八街市、事業者)</li> <li>・公共交通のネットワーク(路線案内、八街駅バスのりば案内、中心市街地詳細図)が一目で分かる公共交通マップの配布(八街市)</li> <li>・市内小学生を対象としたモビリティマネジメント(バスの乗り方教室)の実施(八街市、事業者)</li> </ul> <p>(八街市地域公共交通網形成計画 P82～83)</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
ふれあいバス運行事業者に対し、運行経費から運行収入を差し引いた差額分について、国及び市において負担する。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
千葉交通株式会社 ちばフラワーバス株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <b>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし

<p>9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>別添の表5のとおり。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 24 年 9 月 19 日(24-1) 協議会設立、事業内容について
- ・平成 24 年 11 月 19 日(24-2) 移動実態ニーズ調査について
- ・平成 25 年 1 月 25 日(24-3) 路線バスアンケート調査結果について
- ・平成 25 年 3 月 18 日(24-4) 市内路線バスについて
- ・平成 25 年 6 月 27 日(25-1) 地域公共交通総合連携計画策定作業について
- ・平成 25 年 9 月 27 日(25-2) 八街市デマンド交通試験運行事業、ふれあいバスの運行体系について
- ・平成 26 年 2 月 7 日(25-3) 八街市地域公共交通総合連携計画(案)について
- ・平成 26 年 3 月 26 日(25-4) 八街市地域公共交通総合連携計画のパブリックコメント結果について

**八街市地域公共交通総合連携計画策定**

- ・平成 26 年 6 月 26 日(26-1) 平成 26 年度事業計画について
- ・平成 26 年 10 月 23 日(26-2) ふれあいバス利用者アンケート、乗降調査結果について
- ・平成 27 年 2 月 18 日(26-3) ふれあいバス運行等の見直しについて
- ・平成 27 年 3 月 30 日(26-4) ふれあいバス乗降調査の実施結果について
- ・平成 27 年 5 月 15 日(27-1) 八街市地域公共交通網形成計画策定に向けた調査業務の事業実施者の選定について(書面開催)
- ・平成 27 年 6 月 25 日(27-2) 八街市地域公共交通網形成計画の策定について
- ・平成 27 年 10 月 19 日(27-3) 八街市地域公共交通網形成計画策定に係る調査業務について
- ・平成 28 年 1 月 29 日(27-4) 八街市地域公共交通網形成計画(素案)について
- ・平成 28 年 3 月 14 日(27-5) 八街市地域公共交通網形成計画(案)のパブリックコメントの実施結果及び八街市地域公共交通網形成計画の策定について

**八街市地域公共交通網形成計画策定**

- ・平成 28 年 5 月 13 日(28-1) 八街市地域公共交通再編実施計画策定に向けた調査業務の事業実施者の選定について(書面開催)
- ・平成 28 年 6 月 30 日(28-2) 八街市地域公共交通再編実施計画の策定について
- ・平成 28 年 10 月 26 日(28-3) 八街市地域公共交通再編実施計画策定に係る調査及び分析の結果について
- ・平成 29 年 2 月 1 日(28-4) 八街市地域公共交通再編実施計画(素案)について
- ・平成 29 年 3 月 30 日(28-5) 八街市地域公共交通再編実施計画の策定について

**八街市地域公共交通再編実施計画策定**

- ・平成 29 年 8 月 8 日(29-1) 八街市地域内フィーダー系統確保維持改善計画について
- ・平成 30 年 1 月 24 日(29-2) 八街市地域公共交通再編実施計画及び八街市地域内フィーダー系統確保維持改善計画の認定について
- ・平成 30 年 3 月(29-3) 平成 30 年度八街市地域公共交通協議会歳入歳出予算(案)及び事業計画(案)について(書面開催)

## 18. 利用者等の意見の反映状況

八街市地域公共交通網形成計画策定の際、市内9地区において地域公共交通に関する懇談会(平成27年7月～9月)を開催、ふれあいバス乗降調査及びアンケート調査(平成27年9月)、パブリックコメント(平成28年2月)を実施した。

その結果、利用者からは、運行本数の充実、運行時間の短縮(鉄道駅までの速達性向上)、他公共交通機関との乗り継ぎ改善等の意見が強かったことから、その点に重点を置いた計画とした。その他、八街市地域公共交通再編実施計画策定の際、ふれあいバスと他の公共交通機関との乗り継ぎ調査、八街駅利用状況調査、再編ルート道路状況調査(平成28年9月)、パブリックコメント(平成29年2月)を実施した。平成30年度については、公共交通アンケートを実施し、公共交通に関する調査・分析を行う予定である。

## 19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課 千葉県県土整備部印旛土木事務所
関係市区町村	
交通事業者・交通施設管理者等	千葉交通株式会社 ちばフラワーバス株式会社 九十九里鐵道株式会社 八街タクシー株式会社 有限会社相孝 ちばフラワーバス協議会 一般社団法人千葉県バス協会 一般社団法人千葉県タクシー協会 東日本旅客鐵道株式会社千葉支社 千葉県佐倉警察署
地方運輸局	関東運輸局千葉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	日本大学理工学部交通システム学科教授 市民又は利用者の代表 6名 社会福祉法人八街市社会福祉協議会 八街商工会議所 市職員 5名

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県八街市八街ほ 35 番地 29

(所 属) 八街市総務部企画政策課

(氏 名) 山本 雄也

(電 話) 043-443-1114

(e-mail) [kikaku@city.yachimata.lg.jp](mailto:kikaku@city.yachimata.lg.jp)